

# 第1 組織・事務事業の概要

## 1 組織の概要

(1) 名称 宮城県精神保健福祉センター

(2) 所在地 大崎市古川旭5丁目7-20

(3) 管轄 宮城県（仙台市を除く）

(4) 沿革・設置の目的

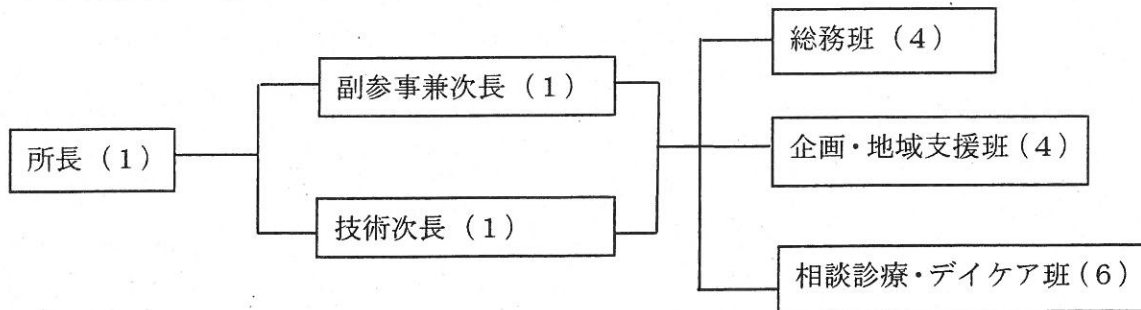
県民の心の健康の保持増進，精神障害の予防，適切な精神医療の促進，社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため，総合的に精神保健福祉対策を推進していくことを目的とする。

(5) 法的根拠 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第6条

(6) 組織推移

- ・昭和43年 6月 総合福祉センター(仙台市)内に『宮城県精神衛生センター』が設置される。
- ・昭和63年 7月 『宮城県精神保健センター』に改称
- ・昭和63年12月 宮城県精神衛生審議会答申「地域精神保健活動のあり方について」の中で，総合精神保健センターの設置が提言される。
- ・平成6年 4月 上記審議会建議「精神保健福祉センターの持つべき機能」及び「整備すべき社会資源について」が提言される。
- ・平成7年 7月 『宮城県精神保健福祉センター』に改称
- ・平成8年 6月 精神保健福祉センター整備検討委員会・同作業部会の設置
- ・平成13年 4月 現在地に新築移転，新センター事業開始
- ・平成26年 1月 『宮城県ひきこもり支援センター』開設
- ・平成27年 6月 『宮城県自死予防情報センター』開設
- ・平成29年 4月 『宮城県自死予防情報センター』から，『宮城県自死対策推進センター』に改称

(7) 組織体制 (令和2年4月1日現在)



(8) 職種別職員 (令和2年4月1日現在)

(単位：人)

医師	保健師	看護師	作業療法士	心理	精神保健福祉士	福祉総合	事務	計
1	3	1	2	3	1	1	5	17

その他 会計年度任用職員 6人

## 2 事務事業の概要

精神保健福祉に関する総合的専門技術機関として、次の業務を担当している。

- (1) 企画立案 関係機関等に対し、専門的な立場から精神保健福祉に関する提案意見具申等を行う。
- (2) 技術指導及び援助 保健所及び関係機関に対し、専門的な立場から指導と援助を行う。
- (3) 教育研修 保健所及び関係機関の職員に対し、専門的研修を実施する。
- (4) 調査研究 精神保健諸問題の調査研究の実施と精神保健福祉関係の統計や関係資料の収集を行う。
- (5) 広報普及活動 一般県民に対して、精神保健福祉の知識や精神障害の正しい知識の普及啓発を図る。
- (6) 自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳 精神障害者の医療及び福祉を充実するため、自立支援医療（精神通院）の認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付を行う。
- (7) 精神医療審査会 宮城県精神医療審査会において医療保護入院者入院届、定期病状報告書、退院等請求書の審査等を行う。
- (8) 組織の育成 地域精神保健福祉活動の向上を図るため、地域住民参加による組織的な活動が行われるように、関係団体等の育成に努める。
- (9) 精神保健福祉相談 来所や電話による心の健康相談、精神医療に関する相談、さらにはアルコール、薬物、思春期等の特定相談を含め、精神保健福祉全般に関する相談を実施する。
- (10) 精神科外来診療 センターにおける診療機能の一環として、外来診療を実施する。
- (11) デイケア事業 センターにおける診療機能の一環として、回復途上にある思春期・青年期の精神障害者の方に対してデイケア療法を実施し、社会参加の促進を図る。
- (12) 自死対策 自死対策推進センターを設置し、相談支援、関係機関職員の研修による人材育成及び技術支援、普及啓発、ネットワーク構築等の充実を図るとともに、市町村計画策定支援等により自死対策に取り組む。
- (13) ひきこもり対策 ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりからの回復に向けた相談や家族会、居場所支援を実施するほか、支援関係者の人材育成、普及啓発、ネットワーク構築等によりひきこもり対策に取り組む。
- (14) 依存症対策 依存症からの回復に向けた相談や家族教室の開催、依存症の相談支援に当たる関係機関職員の人材育成、普及啓発、自助グループを含む民間団体への支援、ネットワーク構築等により依存症対策に取り組む。
- (15) 災害対応関連事業 様々な災害による被災者及び支援者を支援し、地域精神保健活動の再構築を図るための関連事業を実施する。